

旅費規程（案）

日本 ALS 協会香川県支部

（目的）

第 1 条 この規程は、会務のために旅行する日本 ALS 協会香川県支部の役員等（運営委員、監事、顧問、支部長の命で参加する正会員、同行する介護者等）の旅費（交通費、宿泊費等）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第 2 条 県内における支部主催の主な全体活動（総会、交流会、研修会、茶話会等）、及び運営委員会については、原則として旅費の執行は行わない。

2 支部長が必要と認めた対外活動（関係機関との連絡会・交渉、患者宅及び病院への訪問相談、各地での啓発活動、関連団体が主催する研修会等への参加等）で、県内を公共交通機関（電車、バス、船）、又は自家用車で移動する必要がある場合は、それに要した実費を支給する。自家用車の場合は、[20 円/km×走行距離数、※高速料金（片道 40 km以上）] を支給する。

3 参加を必要とする会合等に役員等が介護タクシーを利用する場合は、事前に支部長の認可を受けることとする。その場合、10000 円を上限に介護タクシーに要した実費を支給する。（※高速料金を含む）

第 3 条 県外における日本 ALS 協会、他県支部、関連団体等が主催する総会、講演会、研修会等で、支部活動の充実に資すると支部長が判断した場合は参加を認める。

2 移動に公共交通機関（電車、バス、船、航空機）を利用した場合は、それに要した実費を支給する。ただし、交通費は、原則として一般に利用されている経済的な経路の交通機関による運賃とする。介護者の付添いが必要な場合は、介護者 1 人まで実費を支給する。自家用車を使用する場合は、[20 円/km×走行距離数、高速料金] を支給する。

3 参加を必要とする会合等に役員等が介護タクシーを利用する場合は、事前に支部長の認可を受けることとする。その場合、50000 円を上限に介護タクシーに要した実費を支給する。（※高速料金を含む）

4 宿泊が必要と支部長が認めた場合は、8000 円/泊を上限に宿泊料の実費を支給する。介護者の付添いが必要な場合は、介護者 1 人まで宿泊料を支給する。ただし、人工呼吸器装着者で介護者と同室の場合は、12000 円/泊を上限とする。

[参加が必要な会議]

- ・ 四国・近畿ブロック会議（支部予算より支出）
- ・ 本部社員（代議員）総会（本部予算より支出）

5 支部長が参加を認めた会合等で、参加費、資料代等が必要な場合は、その実費を支給する。

(支払い)

第4条 旅費の支払いは、原則として、清算払いとする。

2 県内旅費の支給を受ける者は、会務終了後、旅費受領書（様式1）に日時、会務名、交通手段等必要事項を記入し、有料駐車場や介護タクシー等を利用した場合は領収書を会計に提出する。会計は内容を確認し事務局長に報告した上、遅滞なく支払うこととする。

3 県外旅費の支給を受ける者は、会務終了後、旅費受領書（様式1）に日時、会務名、交通手段等必要事項を記入し、利用した公共交通機関（電車、バス、船、航空機）の運賃及び介護タクシー、参加費、資料代等の領収書を会計に提出する。会計は内容を確認し事務局長に報告した上で、遅滞なく支払うこととする。

(例外事項)

第5条 旅費支給はこの規程によるが、支部長が支部の予算範囲内での執行が難しいと認めた場合は、実費の範囲内で支給額を変更することができるものとする。

(外部講師等の旅費及び謝金)

第6条 講演会等で外部講師を依頼する場合は、公共交通運賃の実費、宿泊が必要な場合は10000円/泊を上限に宿泊料の実費を支払うこととする。

2 利用できる公共交通機関がない場合や、利用が著しく困難な会場等への移動にタクシーを使用した場合は、それに要した料金を支払う。介護者の付添いが必要な講師の場合は、第3条2、4の規定を参考とするが、この限りではない。

3 講演会の謝金は、講師の職種及び役職等にかかわらず、一律10000円/1時間程度とする。研修会等の謝金は、講師の職種及び役職等にかかわらず、5000円/2時間以下、10000円/3～4時間程度、15000円/5～6時間以上とする。

(報告等)

第7条 県内の研修会等及び県外の会合等に参加した者は、報告書（様式2）を提出する。ただし、複数名で参加した場合は、連名での報告でよいこととする。必要に応じて、その内容を総会や支部だより等で情報発信することとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。